

那珂川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 茨城県の県庁所在地である水戸市があり、鉄道網、主要国道等が整備され、交通の要衝
- ・ 日光国立公園と8つの県立自然公園に指定
- ・ 流域の地質、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部の那須火山帯は、日光国立公園に指定
- ・ 那珂川等により形成される複合扇状地の那須野ヶ原の中央付近の一帯は、地下水面が深く、一部の河川は伏流し水無川
- ・ 中流部の大小の礫からなる河床と蛇行した流れが生み出した連続する瀬・淵は、全国でも有数のアユ・サケの産卵・生息場所
- ・ 河口付近で那珂川に合流する支川涸沼川は、汽水環境が形成され、水産資源となるヤマトシジミ等の重要な生息場
- ・ 涸沼周辺のヨシ群落にはヒヌマイトトンボが生息（ヒヌマイトトンボの命名の地）

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 昭和13年9月洪水を契機に、昭和17年から直轄事業として改修を実施
- ・ 昭和22年9月洪水により大被害が発生したため、昭和28年に、多目的ダム及び遊水地の建設計画を含めた計画を策定
- ・ 昭和28年の計画を引き継いで昭和41年に工事实施基本計画を策定
- ・ 昭和61年8月の台風10号により、水府橋水位観測所で計画高水位を超える既往最高水位を記録し、水戸市を中心とした下流部や狭窄部上流

などで広範囲に浸水する大被害が発生

- ・ 昭和61年8月洪水被害を受けて、激甚災害対策特別緊急事業等により改修を進めるとともに、昭和63年1月及び平成2年8月に水戸市等の約25kmの区間が都市計画決定
- ・ 平成5年4月に流域の社会的、経済的発展に鑑み、現在の工事実施基本計画に改訂
- ・ 平成10年8月洪水では、水府橋水位観測所で計画高水位を超え、浸水被害が発生
- ・ 那珂川本川では、堤防の新設、拡築等を実施するとともに、御前山遊水地及び大場遊水地の整備に着手

(河川水の利用)

- ・ 農業用水として約37,000haの農地のかんがいに利用されているほか、都市用水として利用されている
- ・ 水力発電は、約13箇所の発電所により総最大出力約160万kWの電力供給が行われている
- ・ 上流部の那須野ヶ原では、扇状地のため地下水が深く河川では伏流が見られるが、明治時代に那珂川から取水する那須疎水が整備され、農業用水として利用
- ・ 下流部は流量減少時に塩水遡上が河口から十数kmまで及び、都市用水及び農業用水等の取水にしばしば障害
- ・ 那珂川下流部の渇水時の取水障害の軽減、霞ヶ浦・桜川等の水質改善等を目的として、那珂川下流部、霞ヶ浦、利根川を連結する流況調整河川の霞ヶ浦導水事業を実施中

(水質)

- ・ 本川は、環境基準値を満足し、良好な水質を維持しているが、水戸市等の市街を流れる支川桜川・千波湖等は環境基準を上回っている

(河川の利用)

- ・ 上中流部では、カヌー、アユ釣り、キャンプ等が盛んであり、伝統的漁法である「やな」が観光用として見られる
- ・ 下流部では、サイクリングや高水敷を利用したスポーツ等多様な利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため流域一体となって取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、安定した河道の維持に努める

ア . 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 洪水調節施設と河川改修により計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 河道掘削等による河積の確保にあたっては、河道の維持、河岸等の良好な河川環境等に配慮
- ・ 中流部の狭窄部においては、氾濫区域内の状況を考慮し、治水安全度を効率的に確保
- ・ 内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
- ・ 内水排除施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切に運用
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減
- ・ 情報伝達体制の充実などの総合的な被害軽減対策
- ・ 人口・資産が集積し都市計画決定している区間を含む下流部の整備の進捗を十分踏まえつつ、中下流部での遊水地の整備による段階的な治水効果も考慮して中上流部の整備を進めるなど、上下流バランス等を考慮した水系一貫の河川整備

イ . 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ・ 水資源開発施設の整備による供給を行うとともに、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、都市用水等の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・ 渇水時における取水障害の軽減を図るため、霞ヶ浦導水路の整備によ

- り他流域との広域的な水融通を行い、効率的な水運用を実施
- ・河川流量を縦断的かつ時期的に的確に確保し管理するため、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定める地点の他、下国井地点等において低水管理を実施
- ・渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供等の体制の整備と水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

（河川環境の整備と保全の全体的な方針）

- ・流域の人々と那珂川との関わりを考慮しつつ、良好な河川景観や清らかな水の流れを保全し、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

（動植物の生息地・生育地の保全）

- ・多様な生物が生息する汽水域や河原固有の植物や鳥類等が生息・生育する礫河原の保全・再生
- ・アユ、サケ等の遡河性魚類の縦断的な生息環境の保全

（良好な景観の維持・形成）

- ・上流部の山間渓谷美に富んだ渓谷環境や中・下流部の礫河原、ヨシ群落等が広がる河川景観の保全
- ・市街地における貴重な空間としての水辺景観の維持・形成

（人と河川との豊かなふれあいの確保）

- ・那珂川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を図る
- ・沿川の自治体が立案する地域計画等と連携・調整を図り、多様なニーズを踏まえた地域住民に親しまれる河川整備を推進

（水質）

- ・下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、現状の良好な水質を保全
- ・環境基準を上回る支川桜川・千波湖等において河川・湖沼の浄化対策などの水質改善に努める

(河川敷地の占用及び工作物の設置・管理)

- ・ 治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、環境教育等の充実、住民参加による河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

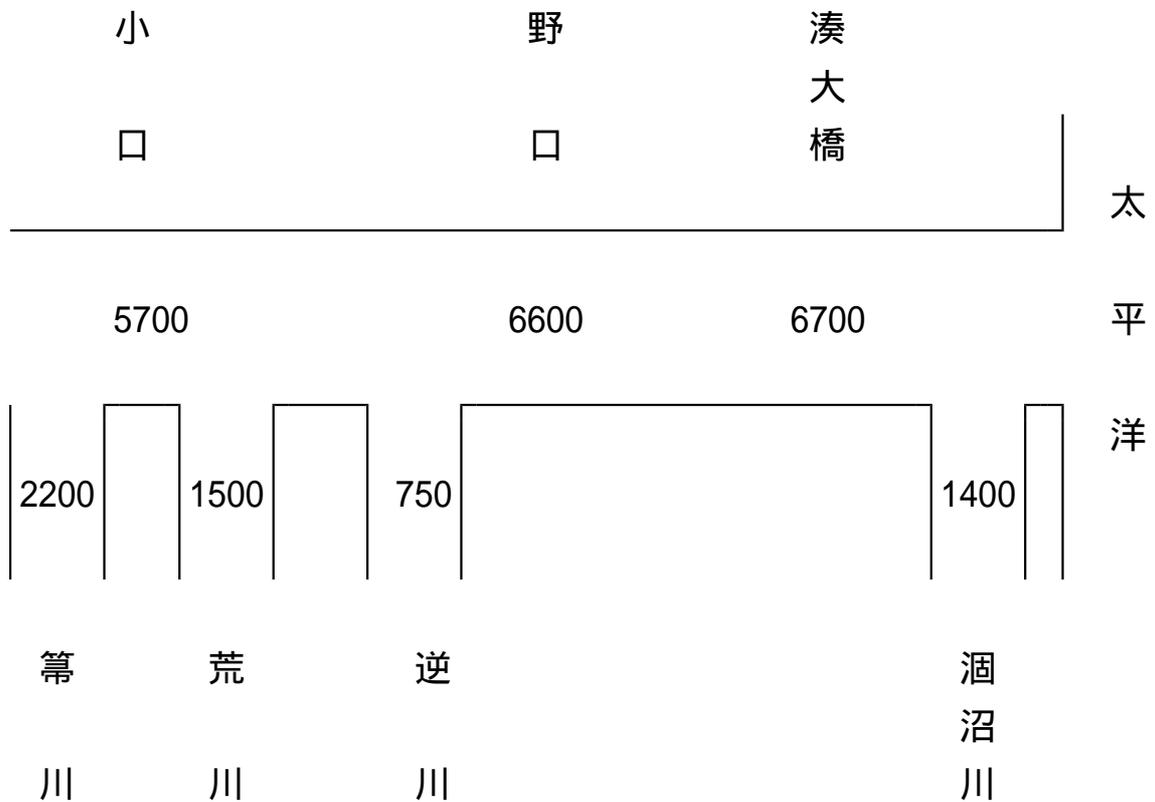
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表 (m³/s)

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m ³ /s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m ³ /s)	河道への 配分流量 (m ³ /s)
那珂川	野口	8,500	1,900	6,600

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

那珂川計画高水流量図 (単位：m³/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 T.P. (m)	川幅 (m)
那珂川	小 口	河 口 か ら 82.0	109.45	310
	野 口	38.5	29.51	260
	湊大橋	2.0	2.98	400

(注) T . P . : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・野口地点 : 利水の現況、動植物の保護等を考慮して、
かんがい期で概ね $3.1 \text{ m}^3/\text{s}$
非かんがい期で概ね $2.3 \text{ m}^3/\text{s}$